

指定居宅サービス事業者に対する指導等

担当課：福祉部 高齢介護室介護事業者課

事務事業の概要							検出事項			監査の結果																																	
<p>1 指定居宅サービス事業者に対する指導等の実施状況</p> <p>(1) 指定居宅サービス事業者による適切なサービス提供の確保のため、居宅グループにより指導及び運営状況の監査を実施している（講習会形式による集団指導、計画的な実地指導、適正な事業運営が行われないと疑われる事業者に対する監査など）。 実施頻度は、「国ガイドライン」により原則3年に1回の実地指導が規定されていたが、平成18年度より回数の規定は廃止されている。 実地指導は、7月から2月に実施している。</p> <p>(2) 府の職員数、所管事業所数、実地指導実施数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">職員数</th> <th rowspan="2">非常勤</th> <th rowspan="2">その他</th> <th colspan="3">府所管事業所</th> </tr> <tr> <th>事業所数</th> <th>実地指導実施数</th> <th>実地監査実施数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>指定グループ 8 指導グループ 21 交付金グループ 5</td> <td>18</td> <td>市町村研修生 (平均) 6.92 派遣職員 16</td> <td>18,866</td> <td>147</td> <td>578</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>居宅グループ 18 交付金グループ 4</td> <td>10</td> <td>市町村研修生 (平均) 5.25 非常勤 28</td> <td>6,947</td> <td>68</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>居宅グループ 10</td> <td>7</td> <td>市町村研修生 (平均) 0.5</td> <td>2,465</td> <td>100程度 (予定)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 指定居宅サービス事業者に対する指導等の事務権限は、平成22年度から大阪版地方分権改革により市町村へ順次移譲（施設は引き続き府所管）。</p>							年度	職員数	非常勤	その他	府所管事業所			事業所数	実地指導実施数	実地監査実施数	H23	指定グループ 8 指導グループ 21 交付金グループ 5	18	市町村研修生 (平均) 6.92 派遣職員 16	18,866	147	578	H24	居宅グループ 18 交付金グループ 4	10	市町村研修生 (平均) 5.25 非常勤 28	6,947	68	132	H25	居宅グループ 10	7	市町村研修生 (平均) 0.5	2,465	100程度 (予定)	—	<p>1 平成25年度の府所管事業所数と実地指導実施見込事業所数からすると、実地指導は25年に1回程度しか実施できない計算となる。（なお、国からの指導に基づき、平成20年度から5ヵ年計画で、全営利法人を対象とし、書面監査・実地監査を実施していたが、平成24年度に終了した）。</p> <p>2 介護職員処遇改善加算については、制度変更により関連業務がなくなる前提で担当グループが解散したが、処遇改善計画書及び実績報告書の届出受理など様々な業務が府に残っている。</p>			<p>【改善を求めるもの（意見）】</p> <p>1 利用者保護の観点から、現状の指導等の実施頻度は不足しており、実施頻度確保の工夫を行う必要がある。 実施頻度不足を補い、指定居宅サービス事業者における不正等の問題事案（人員基準違反、不適切な事業運営、介護報酬の不正請求など）を早期に発見し、利用者への適切なサービス提供を促すには、指導等の実効性をより高める必要がある。</p> <p>2 処遇改善交付金の担当グループが解散し、当該加算について府に残された事務は居宅グループに引き継がれたが、事業者に対するチェック体制が不十分である。</p>		
年度	職員数	非常勤	その他	府所管事業所																																							
				事業所数	実地指導実施数	実地監査実施数																																					
H23	指定グループ 8 指導グループ 21 交付金グループ 5	18	市町村研修生 (平均) 6.92 派遣職員 16	18,866	147	578																																					
H24	居宅グループ 18 交付金グループ 4	10	市町村研修生 (平均) 5.25 非常勤 28	6,947	68	132																																					
H25	居宅グループ 10	7	市町村研修生 (平均) 0.5	2,465	100程度 (予定)	—																																					
事務事業を所管する福祉部の見解																																											
<p>2 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 平成23年度までは、介護職員の処遇改善に取り組む介護保険サービス事業者に対し交付金を交付していた。平成24年度からは、3年間の経過措置として、介護報酬に加算する制度になった。</p> <p>(2) 制度変更により、平成24年12月に交付金事務の担当グループである高齢介護室介護事業者課処遇改善交付金グループが解散した。</p> <p>(3) 府は、制度変更後も従来と同様、事業所から処遇改善計画書及び実績報告書の届出を受理している。</p>							<p>1 府では、効率的・効果的に指導・監査を行うことが重要であるとの認識に立ち、国の5ヵ年計画が終了した今年度からは、特に新規指定事業所への指導を重点化し、不正の芽があれば早期に発見・是正することを方針としている。指導の際は、府で作成した「チェックリスト」や「指導文例集」を活用し効率化を図るとともに、今年度からは、一か所あたりの時間の短縮及び往査人数についても検討している。</p> <p>2 庁内関係各課、府内市町村及び国保連合会との連携調整をより一層強化することで、社会福祉法人等に対する効果的な指導に繋げる所存である。特に、市町村においては介護保険給付の適正化に取り組んでいることから、協力して効果的・効率的な実地検査に取り組んでいく。</p> <p>3 介護職員処遇改善加算に関するチェック体制については、担当グループの解散時に想定されていなかった業務が発生しており、国保連合会に給付等のデータ提供を依頼し活用すること、また、室・課内の非常勤職員を効率的に活用することで、チェック体制の確保に努めている。 なお、加算の届出等処理については権限移譲に伴って市町村で処理されるもので、移譲市町村の増に伴い、大阪府での処理件数は平成24年度と比較すると大幅に減少している。</p>																																				

委員意見

- 1 指定居宅サービス事業者に対する指導等の回数不足を解消するため、過去の指導等の分析結果や各事業者のリスクに応じて強弱をつけるなど、一か所当たりの往査人数について柔軟に対応できるよう検討されたい。
- 2 指定居宅サービス事業者に対する指導等の実効性をより高めるため、現状の人員体制においても、社会福祉法人等に対する指導監査との協力体制を整備することを検討されたい。
- 3 介護職員処遇改善加算に関して、不正受給を防ぐための体制を構築し、適正なチェックを実施されたい。

措置の内容

- 1 指定居宅サービス事業者に対する指導等について回数不足を補うために、効果的・効率的な実地指導を実施するよう、平成26年度の実地指導から実施体制や週当りの実施回数の見直しを行った。

(平成25年度：担当職員2名体制、2名を1組として週2回の実施を原則 ⇒ 平成26年度：担当職員3名体制、2名を1組として週3回の実施を原則)

また、介護保険施設等に併設されている居宅サービス事業所に対しては、施設指導グループと連携を図り、実地指導を実施した。

国の指針に替わる府の実地指導方針（重点指導事項等）を策定するとともに、職場チャレンジシートにおいて実施回数目標を設定し、実施状況の見直しを図っていく。

年度	府所管事業所	
	事業所数(※1)	実地指導実施数
H25	2,465(※2)	135
H26	1,331(※3)	294(※4)

※1 介護予防の指定と重複する場合は、含まない。

※2 事業所数は、平成25年4月1日権限移譲分を含む。(枚方市、松原市、南泉州広域分)

※3 事業所数は、平成26年4月1日時点。(平成25年12月寝屋川市の権限移譲分は除く。)

※4 H25同様介護予防への実地指導数及び居宅Gとの連携による施設指導Gが行った居宅サービス事業所への実地指導数を含む。

- 2 指定居宅サービス事業者に対する指導等の実効性をより高めるため、平成25年度から、重点指導対象事業所の選定や自主点検票の事前送付等に取り組んでいる。
なお、地域福祉推進室指導監査課が行う指導監査との協力体制、市町村における介護保険給付の適正化事業との協力体制については、これまでから実施しているところである。

- 3 介護職員処遇改善加算のチェックについては、大阪府国民健康保険団体連合会から介護保険給付の支払額等データの提供を受けて活用しており、室・課内の非常勤職員を効率的に活用することで体制の確保を図った。

また、処遇改善計画書及び実績報告書の内容等に疑義がある事業所については、実地指導等を行い確認をするなどの対応を行っている。

なお、指定居宅サービス事業者に対する指導等の権限移譲市町村の増加に伴い、大阪府が行う介護職員処遇改善加算のチェック件数は、平成24年度と比較して大幅に減少している。